

やいた応援大使設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市を応援してくれる方が自ら行っているソーシャルメディアや口コミなどの情報発信をする活動において、本市の魅力を多くの方に発信又は拡散し、本市の知名度の向上及びイメージアップを図るために、やいた応援大使（以下「応援大使」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 応援大使の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の魅力を広く全国に紹介すること。
- (2) 本市の知名度の向上及びイメージアップに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動への協力に関すること。

2 市長は、市のホームページへの掲載その他市の広報活動の用に供するため、大使の氏名、肖像等の画像情報を無償で使用する事が出来るものとする。この場合において、使用すること及び使用する情報について、予め当該大使の許可を得なければならない。ただし、当該大使があらかじめ不要と認めたときは、この限りでない。

(委嘱)

第3条 応援大使は、経済、文化、教育、芸術、スポーツ、芸能等の分野において活躍している個人又は団体で、市との関わりを通じて市に愛着を持ち、大使としての任務の遂行に適格性を有すると市長が認めるものうちから、本人の同意を得て市長が委嘱する。

(任期)

第4条 応援大使の任期は、第6条の規定により解嘱されるまでとする。

(報酬等)

第5条 応援大使に対する報酬は、支給しないものとする。ただし、広報紙への原稿依頼やイベント等への参加等、市長より具体的な事項を依頼する場合にあっては、予算の範囲内で報償金を支払うことができるものとする。

また、市長の依頼により旅行した場合においては、矢板市職員の旅費に関する条例（昭和38年矢板市条例第9号）の例により旅費を支給する。

2 市長は、応援大使の任務遂行に資するため、次に掲げるものを提供することができる。

(1) 名刺

(2) 市の広報紙及び観光パンフレット

(3) 前2号に掲げるもののほか、応援大使の任務遂行に関し市長が必要と認めるもの。

(解嘱)

第6条 市長は、応援大使が次の各号のいずれかに該当するときは、その大使を解嘱することができる。

(1) 本人から辞職の申し出があったとき。

(2) 大使として適格性を欠くに至ったとき。

(3) 心身の故障のため、任務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(庶務)

第7条 応援大使に関する庶務は、総合政策部秘書広報課内において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 つつじの郷矢板ふるさと大使設置要綱は、平成30年3月31日をもって廃止する。